

# 聖霊女子短期大学

## 障がいのある学生のためのガイドライン



障がい学生支援委員会 作成(2024.5)

本ガイドラインはUDデジタル教科書体を使用しています

## 目次

1. はじめに .....	2
2. 合理的配慮とは（障がいのある学生への支援について） .....	3
3. 合理的配慮の申請について .....	4
4. 合理的配慮の提供（概要図）について .....	6
5. 合理的配慮の具体的事例について .....	7
6. おわりに .....	8

## 1 はじめに

2024年4月より、私立大学においても「合理的配慮」の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、障がいのある学生が教育および就職において同等の機会を享受できるよう、大学が、学生との建設的な対話を通して、相互理解を深め、共に適切な対応策を検討していくものです。

障がいのある学生（診断済み）は、アドバイザーとの面談を通して、合理的配慮の手続きを行うことができます。また、必要に応じて、学生相談室（公認心理師または臨床心理士）の相談を受けることもできます。

本学は、障がいのある学生が、障がいのない学生とあらゆる学修活動において協力し合い、相互理解を深めることができるよう、公正かつ公平な視点から教育機会を提供しています。

障がいのあるすべての学生が充実した学びと成長の機会を享受できるように、包括的なサポートと教育環境を提供するため、ガイドラインを作成しました。

このガイドラインは、障がいのある学生への支援に関する具体的な方針と手続きを定めたものです。障がいのある学生が直面する課題に対し、柔軟かつ効果的な対応ができるよう、本ガイドラインを策定しました。

## 2 合理的配慮とは（障がいのある学生への支援について）

合理的配慮の対象となる学生は、身体障がい、精神障がい、発達障がい、難病、慢性特定疾病、身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている者、または障がいの状態に準ずる状態にある者（障がい者基本法第2条）に該当する学生です。

### 障がいの医学的診断のある者

- ・身体障がい ・知的障がい ・精神障がい ・発達障がい
- ・難病 ・慢性特定疾患

### 障がい者手帳のある者

- ・身体障がい者手帳（身体障がい）
- ・精神障がい者保健福祉手帳（精神障がい・発達障がい）
- ・療育手帳（知的障がい）

\*実際は手帳取得には医学的診断が必要



### 障がいの状態に準ずる者

\*障がいの状態に準ずる状況にある学生とは、医師の診断を受けていないが、何らかのサポートが必要な学生（例：即座に支援が必要と判断されるが医学的診断を待っている状況の学生）を指します。本学では、教職員全体で学生一人ひとりの良さを認め、安心して学べる環境を整備することに努めます。そのため、医師の診断結果を基本に、合理的配慮の申請手続きを円滑に進めています。なお、合理的配慮の最終的な確認は学長が行います。

<診断を受ける際に医師に確認して頂きたいことの心得>

- ①大学での専攻（学修状況）を必ず相談すること 例 教員になるための養成課程で学んでいます
- ②大学の授業において具体的にどのような配慮が必要となるのか

\*実際は、同じ障がい種でも個々の実態によって合理的配慮は異なります。

具体的な支援・事例などは右 QR コードを参照（日本学生支援機構提供） ⇒



### 3 合理的配慮の申請等について（申請までの流れ）

#### ◇合理的配慮の申請

##### （1）事前の準備は？

合理的配慮を申請する前に、医療機関を受診し、医師の診断書、障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）、薬の処方箋を準備していただくことになります。合理的配慮はあくまで「障がい」による不利益を被らないための配慮ですので、申請するには「障がい」を有していることを事前に証明していただく必要があります。\*医療機関をまだ受診していないが授業中に配慮が必要であるという方は、まずは医療機関で診断を受けましょう。



##### 〈事前に準備していただくもの〉

- ① 診断書のコピー
- ② 障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳）のコピー \*障がい者手帳を交付されている方のみ
- ③ 薬の処方箋または投薬されている薬の内容がわかる書類のコピー \*投薬中の方のみ

##### （2）申請書類はどこでもらえば良い？

短大事務局から合理的配慮申請書（様式1）を受け取り、必要事項を記入してください。トラブル防止のためにも申請書の内容は、必ず家族と共通理解してください。

##### （3）申請書に記入した後は？

①合理的配慮申請書（様式1）、②必要書類（診断書、障がい者手帳、処方箋のコピー）をもって、アドバイザーと個別面談を行ってください。個別面談では、必要書類の確認、学修状況の確認、希望した合理的配慮が適切かどうかについて助言を受けてください。アドバイザーから変更が必要と助言を受けた場合は、合理的配慮申請書を修正し、アドバイザーに必要書類と一緒に再提出してください。\*アドバイザーの助言に異議があり納得できない際には、障がい学生支援委員会委員まで相談してください。\*障がい学生支援委員会で再検討を行います。必ずしも申請した学生の意見が受け入れられるというわけではありませんので、その際はご理解ください。

申請完了・承認



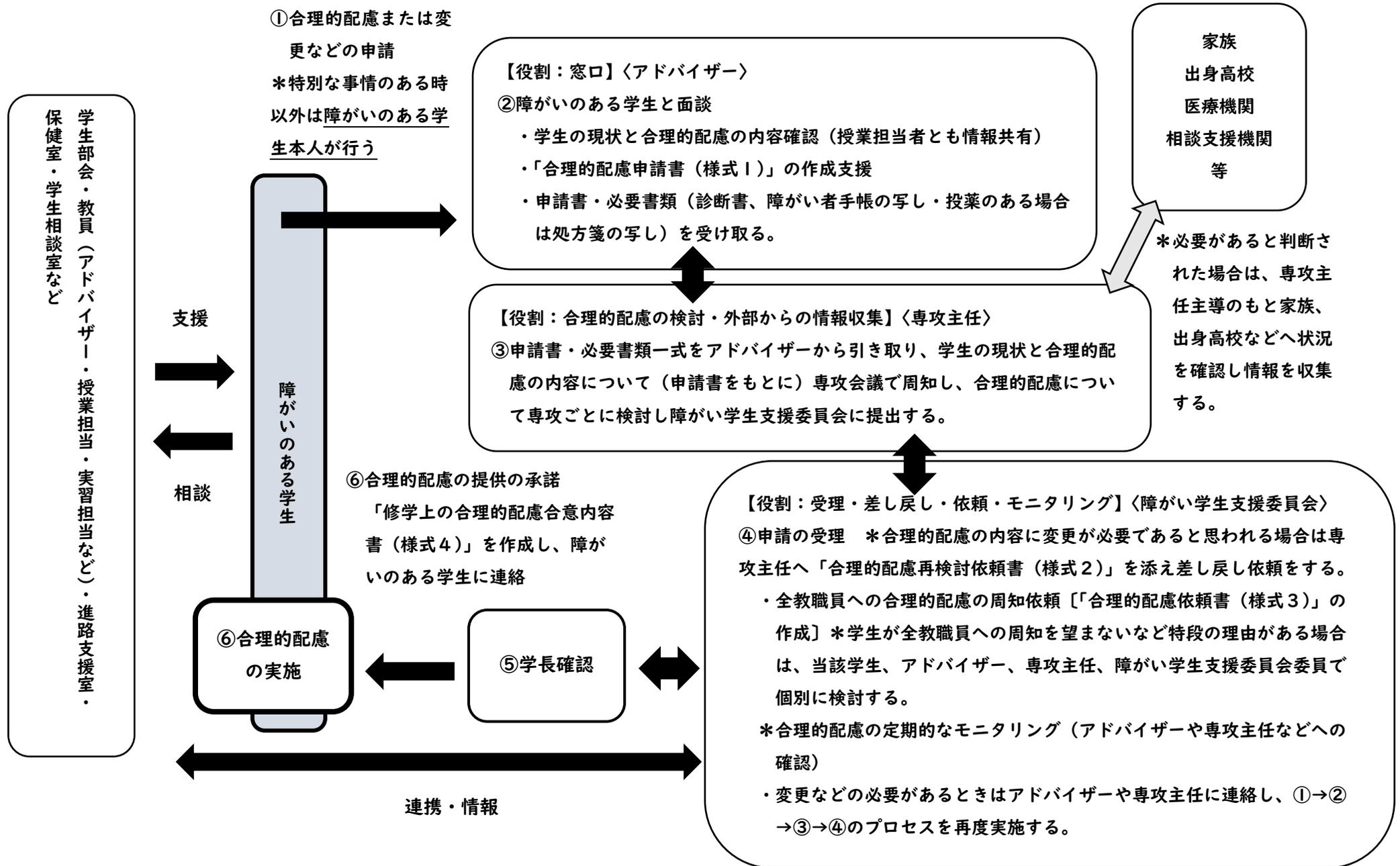
#### ◇合理的配慮が提供されるまで

申請が完了した後は、申請した学生のみなさんは、あとは連絡を待つだけです。大学側で複数教員を交えて合理的配慮の内容について検討します。そのままの合理的配慮の内容で大丈夫な時は受理し、「修学上の合理的配慮合意内容書（様式4）」を申請した学生本人にお渡しし合理的配慮の提供を開始します。申請完了から合理的配慮の提供開始までは2週間から1か月前後かかります。

#### ◇合理的配慮の解消・変更

合理的配慮を途中でとりやめたいときは、アドバイザーまでその旨を伝えてください。合理的配慮の内容を変更したいときは、合理的配慮申請書（様式1）に記入し、再度、申請と同様の手続きを行って変更してください。

#### 4 合理的配慮の提供（概要図）について



## 5 大学における合理的配慮の具体的事例について

### ① 視覚障がい（弱視）のある学生への支援

解答用紙等の原稿用紙の罫線やマス目が見やすいか、マスの大きさが十分か等について学生と担当者と話し合いを行う。拡大文字の提供を行う。

### ② 聴覚障がい（軽度）のある学生への支援

音声聞き取りやすいか等確認を行う。また、視覚情報を授業で提示できるようにする。その際には、UDトーク等のアプリの活用を促す。

### ③ 肢体不自由（車いす利用）の学生への支援

車いすの貸し出し、スロープ場所の確認、教室変更措置を行う。また、介助者の提供の要望についても確認する。

### ④ 病弱・身体虚弱体質の学生への支援（例 てんかん等）

保健室との連携のもと、発作に遭遇したら体を横に向け、顔を横に向けて、気道閉塞を起こさないなどの対応を取る。周囲には冷静に対応するよう共通理解を図る（ゆすらない・騒がない）。

### ⑤ 発達障がいのある学生への支援（例 自閉スペクトラム症等）

見通しが持てるような言葉をかけたり、視覚情報を活用・提示したりする。また、抽象的な言葉や比喩は用いずに、正確で具体的な表現で話をする。

\*なお、合理的配慮を受けている学生に対して誹謗中傷などの人権侵害を行った学生については個別に指導し、改善が見られない場合には処分を科すこともある。

## 6 おわりに

本学では、「障がいのある学生支援規程」（補足資料）に基づき、申し出があった障がいのある学生の実態を把握し、合理的配慮については個別の事案ごとに具体的な場面や状況に応じて検討します。また、検討後、本学のリソースを含めて提供できる支援が難しい場合など、判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るように努め、他の実現可能な措置を提案します。ただし、合理的配慮は学生間の教育機会の公平を実現するものであり、教育目標など大学教育の本質を変更するものではありません。そのため、合理的配慮が適切なものであるか、配慮する側にとって過度な負担にならないか、本来の業務に不適合ではないか、事柄の本質（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー）を変更してしまわないかなどを、主体的かつ抽象的かつ一面的に判断するのではなく、障がい学生支援委員会にて客観的かつ具体的かつ総合的に判断します。その検討を踏まえて、授業等に関わる各教職員が個別に対応を実施していきます。

ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

